

業務指示書

エルサルバドル国省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月21日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギー（電気）に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／経済・財務分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：公共セクターの開発事業に係る経済・財務分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル 及び中米・カリブ地域での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 省エネ技術】

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー技術に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル 及び中米・カリブ地域での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円, US\$1 = 120.48 円, EUR1 = 146.91 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/経済・財務分析
省エネ技術

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.32 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月17日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エルサルバドル国省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／経済・財務分析	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 省エネ技術	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

【第2. 調査の目的・内容に関する事項】

1. 調査の背景

中米・カリブ地域は気候変動に起因するとされる災害発生に対し脆弱であり、防災等の適応策とともに、緩和策として温室効果ガスを生じる化石燃料使用の低減のため、再生可能エネルギー及び省エネルギー（以下「省エネ」という。）促進の重要性が認識されている。JICAは、2011年に米州開発銀行（以下「IDB」という。）と再生可能エネルギー及び省エネ促進にかかる覚書を締結し、当該分野に対し、政策提言や技術協力を共同で進めるとともに、中米・カリブ地域に対しIDBと円借款の協調融資を進めることを確認している（参考1）。

政策提言に関し、2013年、IDBより翌2014年のエルサルバドル国政選挙に関するスケジュールを踏まえ、同国に対するエネルギー政策のうち、特に省エネや小水力の導入可能性に関する政策提言をIDB・JICAが共同して準備する意向が示された。JICAは、右を受け、エルサルバドルにおいてCOREスキームを活用した省エネ分野の案件形成に繋げる意図のもと、公的部門の省エネニーズと小水力の導入ニーズに焦点を当てたセクター調査を2013年10月から2014年3月までIDBとの協働により実施した（「エルサルバドル国エネルギー分野に係る情報収集・確認調査」）。同調査の結果、公的部門の省エネニーズとして、上下水道公社のポンプ取り替え（年間76,310MWh削減）、街灯取り替え（年間73,499MWh削減）、公的部門の事務所の空調機器取り替え等により、年間28,520MWh削減が見込まれ、省エネ方策として高いポテンシャルがあることが確認された。

技術協力に関し、JICAはIDBと共同で2013年度、中米・カリブ地域のCOREスキーム対象各国に対し「中米・カリブ地域向け省エネルギー分野促進事業（米州開発銀行との協調融資）にかかる有償勘定技術支援研修」を実施し、各国公的セクターの省エネ事業関係者に日本の技術を含む先端省エネ技術や導入手法を紹介するとともに、省エネ案件形成に関する能力強化を行った。エルサルバドルからは、国家エネルギー委員会（Consejo Nacional de Energía、以下「CNE」という。）及びエルサルバドル開発銀行（Banco de Desarrollo de El Salvador、以下「BANDESAL」という。）の担当者が参加し、研修プログラムの一環として作成した省エネ案件形成のアクションプランにおいて、同国における省エネ街灯の設置、病院を含む公共施設の省エネ、及び上下水道公社のポンプの取り換え等に取り組むための省エネ信託基金（以下「省エネ基金」という。）の設立を提言し、研修講師も務めたIDBのスペシャリスト等から高く評価された。他方、同アクションプランに関し、省エネ基金の仕組み、同国公的部門の各機関に関する公共財政制度等の枠組みのもとで、具体的な案件形成が図られ、推進されるための政策誘導のメカニズムや財政的な制限等の検討が課題であると指摘された。かかるメカニズムを含む省エネ基金導入に関する政策制度上のボトルネック並びに解消方法を特定この懸念を払拭する資金フローを確立するための、公共財政法制度等が必要ということであった。また、省エネを大規模に促進する対外借入事業（COREスキーム円借款事業）として、エルサルバドルの対外借入窓口当局を交えて具体的に検討が進められるためには、先ず前提として、省エネ基金が財政及び政策誘導の仕組みとしてエルサルバドル国内で機能し得ることを確認・調査する必要があるとされた。

以上を受け、今般、CNE及びBANDESALは前述のアクションプランに関する課題を解消すべく、公的セクターの省エネを促進するモダリティとしての省エネ基金に関し、同基金と各公的セクターのアクター（中央官庁、地方自治体、公社等）との間の資金フローモデルをモデルプロジェクトの実施を通じて検討・確認を深める意向を示している。しかしながら、CNE及びBANDESALのみでは資金フローモデルの十分な検討及び実施、ならびに検証結果の体系的抽出が困難であるため、これまで同国の省エネにかかる調査及び能力強化を行ってきたJICAによる支援・調査協力が求められている。資金フローモデルの確立は、具体的な円借款案件形成をJICAとして進められるか確認する上での前提であり、JICAとしては、今次調査を通じて、資金フローモデルが確立できる場合には、エルサルバドルにおけるCOREスキームを活用した省エネ円借款案件を形成する方針である。このため、CNE及びBANDESALによるモデルプロジェクト実施を通じた資金フローモデルに関する検証・確認調査に対し必要な支援を行うことを通じ、JICAによる協力準備調査検討の前提・基礎となる必要情報を収集したいと考えている。

（参考1） JICAはIDBと2012年3月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーに対する協調融資」

(Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency、以下「COREスキーム」という。)の実施枠組協定書を締結した。COREスキームは当初5年間で3億ドルを上限額としていたが、2014年3月には対象国をカリブ開発銀行、IDB非加盟カリブ諸国及び円借款の卒業移行国に拡大し、上限額も目標額に改め、金額が10億ドルに引き上げられた。2014年末現在、本スキームの下、日本政府によりこれまでニカラグア及びコスタリカ向けに累計約576億円の円借款に関する交換公文(E/N)が締結済となっている。

2. 業務の目的

本調査の目的は、CNE及びBANDESALが実施する省エネ基金を活用した資金フローモデル確立のため、モデルの提案、モデルプロジェクト実施に必要な機材の調達・設置、モデルプロジェクト実施助言を行い、必要な政策制度等の改善項目を提言することである。

今次調査終了後、有効な資金フローモデルが確立する場合、COREスキームを活用したIDB協調融資による円借款案件の形成のための協力準備調査の実施が想定される。

3. 業務の対象地域

エルサルバドル全土

4. 相手国関係機関

国家エネルギー委員会 (Consejo Nacional de Energía、CNE)

エルサルバドル開発銀行 (Banco de Desarrollo de El Salvador、BANDESAL)

5. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「8. 成果品等」を念頭に、「6. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「7. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) モデルプロジェクト実施を支援するに際しては、資金フローモデルの機能上の同国公共財政、金融、会計に関する国内法制度等におけるボトルネックを分析・抽出し、解決策を提案していく。また、モデルプロジェクトの内容については、本調査内で本件コンサルタントが提案していくものであるが、事前の想定は、

モデルプロジェクトを実施する公的機関の選出⇒同機関から本調査内で設立される省エネ基金への資金の申請⇒省エネ事業の実施⇒省エネ事業により節減された経費の省エネ基金への供出

という流れである。

- (2) 資金フローモデルの提案・分析・解決策提案に際しては、資金フローモデルに関する試行において、各回エルサルバドルの国内法、規制、制度等を考慮する必要があるため、エルサルバドルで法律／ガバナンスの専門家(弁護士等を想定)に確認すること。同様に、資金フローモデルに関する会計処理の合規性を確保するため、エルサルバドルで会計／財務の専門家(会計士等を想定)に確認すること。
- (3) モデルプロジェクトは、資金フローモデルの確立を目的としているところ、省エネ事業の資金フローが追跡可能な最短期間(調達を除く実施期間は2～3ヶ月を想定)を基に提案を作成すること。
- (4) モデルプロジェクト実施を支援するに際して、現地で調査用資機材であるエアコン及びLED照明機器を調達することが想定されるが、本業務従事コンサルタントが「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」(平成24年4月版)に基づき、JICAと緊密に連絡・調整の上、適切に行うこと。
- (5) CNE及びBANDESALと密に情報共有を行い、モデルプロジェクトの円滑なモニタリングのためモデルプロジェクト実施支援中は支援要員をCNE乃至BANDESALに配置すること。
- (6) IDBのエルサルバドル担当のエネルギー分野のスペシャリストは米国／ワシントンのIDB本部に在籍しており、同スペシャリストとの緊密な意見交換は重要な位置づけにある。については、調査の過程にお

いて最適なタイミングにより、エルサルバドルでの現地調査の帰路乃至往路にワシントンの IDB 本部を往訪し(3 回を想定)、調査の進捗報告(各種プレゼンテーション・報告書の確認)を行い、コメント等ある場合には必要に応じ JICA と相談の上対応すること。

7. 業務の内容

(1) 国内作業

- ① 既存の調査結果及び情報をレビューする。既存調査は以下の調査を含む。
 - i) 「エネルギー分野に係る情報収集・確認調査」(2013 年 10 月～2014 年 3 月)
 - ii) 「中米・カリブ地域向け省エネルギー分野促進事業(米州開発銀行との協調融資)にかかる有償勘定技術支援研修」(2013 年 10 月～2014 年 3 月) 最終報告書
 - iii) JICA の技術協力プロジェクト「上下水道公社事業運営能力強化プロジェクト」(2009 年 1 月～2011 年 12 月) 最終報告書及びマニュアル
 - iv) IDB による完了済み省エネ分野技術協力案件 (ES-T1119) の関連報告書
- ② エルサルバドルの公的セクターにおける省エネに係る現状の取組を整理し、省エネ事業促進に係るボトルネックを分析し、課題を抽出する。
- ③ CNE 及び BANDESAL が実施するモデルプロジェクトを支援するため、公的セクターにおいて省エネ効果の高い分野:イ) 上下水道公社のポンプ(太陽光発電との組み合わせを含む)、ロ) 街灯、ハ) 公共施設での省エネ(エアコンの取り換え)の各分野における機能的で、政策誘導が確保される資金フローを各々の分野につき複数提案する(1分野当たり最低2案)。同提案に際しては以下の諸点にかかる予備的な検討結果を示すこと。
 - i) 省エネ案件の選定(提案、評価、決定)、機器の購入、設置、利用、電気料金徴収(仕組みとして想定される場合には、コストリカバリー)までを一連の流れとする
 - ii) 国内法、規制、予算制度等を考慮した政策誘導(コスト・インセンティブ及びコスト・リカバリーの仕組み及び機能性等)
 - iii) 省エネによる消費電力量の低減
 - iv) CDM 等の気候変動関連ファイナンスの適用可能性
 - v) 先端省エネ技術の利用を念頭においた省エネ機器の技術仕様
 - vi) 提案される資金フロー実施に関係する主体(配電会社、上下水道公社、市役所、中央省庁)の関連法制度(国内作業時は可能な範囲で考慮する)
 - vii) 上記イ) からハ) の内、ロ) 街灯及びハ) 公共施設での省エネ(エアコンの取り換え)における最も適当な案を 1 案ずつ選び、CNE 及び BANDESAL が実施するモデルプロジェクトの対象として提案する。イ) 上下水道公社のポンプについては、IDB が支援する可能性がある。
- ④ 上記①～③をまとめたインセプションレポートを作成する。
- ⑤ 現地調査の結果等(出張報告・協議記録メモ・作成資料等)について JICA に説明し、資料を提出する。
- ⑥ モデルプロジェクト実施支援中は、同モデルプロジェクトの進捗を支援要員を通じモニタリングする。同期間中に懸念事項、問題が生じた場合、JICA に相談の上対応する。
- ⑦ インテリム・レポートを作成する。同レポートでは第 1 回モデルプロジェクトの結果をまとめ、同結果を踏まえた第 2 回モデルプロジェクトにかかる提案を行う。
- ⑧ ドラフト・ファイナルレポートを作成する。ドラフト・ファイナルレポートでは、CNE 及び BANDESAL による第 1 回及び第 2 回モデルプロジェクト実施の結果に基づき、検証された公的セクターにおける省エネに取り組むための資金フローモデルの最終提案を行う。同提案には、最終提案に至る論旨を構造化した上で、諸分析・根拠を付し、読み手に分かりやすく配慮された文章にて、論理的に記述すること。また、対外借入事業としてスケールアップするにあたり、同資金フローモデルを国の政策として実施するためにエルサルバドル側が取り除く必要のある障壁とその解決方法も併せて提言する。
- ⑨ ドラフト・ファイナルレポートに基づきファイナルレポートを作成する。ファイナルレポートでは、ドラフト・ファイナルレポートに係る関係者からのコメントへの対応等とその考え方につき詳述する。

(2) 現地作業

- ① CNE 及び BANDESAL が行うモデル・プロジェクトの実施を以下のとおり支援すること。
なお、本調査で支援を行うモデル・プロジェクトは、街灯及び公共施設での省エネ（エアコンの取り換え）である。モデル・プロジェクトは1回（1サイクル）を、省エネ機器への取り換え後電気代が徴求されるまで（2～3ヶ月程度）と想定しており、本調査では2回支援を行う。
- i) CNE 及び BANDESAL に対し、両者が実施する公的セクターにおける省エネ促進のためのモデル・プロジェクトにかかる実施方法及び実施対象を提案し、協議を行い、対象モデルプロジェクトの内容を改善する。CNE 及び BANDESAL がモデルプロジェクトを実施するに際しての JICA の支援内容を説明する。
 - ii) モデルプロジェクトの実施手順について、CNE 及び BANDESAL のコメントを踏まえ改善したものを、JICA 及び IDB に確認を行った上で、モデルプロジェクトの支援を開始する。
 - iii) 調査用資機材であるエアコン及び LED について、本業務従事コンサルタントが「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」（平成 24 年 4 月版）に基づき行うこと。具体的なスペック及び数量は現地調査の結果並びに CNE 及び BANDESAL との協議に基づき、JICA 及び IDB と相談の上決定すること。調達手順については JICA と合意の上行うこと。現時点で想定される想定額及び数量は以下のとおり。

	機材名	想定単価	数量	金額（円）
エアコン	インバータエアコン本体	200,000	20	4,000,000
	計測装置（AC-DC ロガー）	250,000	1	250,000
	その他補機	700,000	1	700,000
LED	LED 電球（街灯用）	45,000	60	2,700,000
	小計			7,650,000

※上記想定額には設置経費も含む。

- iv) モデルプロジェクトの円滑なモニタリングのため、同モデルプロジェクト実施支援中、本業務従事コンサルタントは支援要員としてローカルコンサルタントを2名（「省エネ技術」及び「会計」）備上し、内1名をCNE乃至BANDESALに配置すること。
 - v) 各モデル・プロジェクト終了後、実施結果を分析し、改善提案をCNE及びBANDESALに行い、同提案に対する両機関からのコメントを聴取する。
- ② CNE 及び BANDESAL による本調査の進捗に伴い、4 回程度の実施が想定される財務省及び大統領府に対する本調査のプレゼンを支援する。
- ③ 第 2 回モデルプロジェクト終了後、CNE 及び BANDESAL による関係機関に対する調査結果に関するワークショップの開催を支援する。（開催費用として 35 万円を見積計上すること）

8. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうちファイナル・レポート及びファイナル・レポート要約版を最終成果品とする。なお、最終報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。各報告書に関しては、JICAの確認を受けた上でCNE、BANDESAL及びIDBに説明の上、その内容について承認を得るものとする。

(1) インセプションレポート（IC/R）

記載事項：既存資料のレビュー結果等を踏まえた業務の基本方針等

提出時期：国内作業終了時（2015年2月下旬を想定）

部数：和文3部（簡易製本）、西文3部（簡易製本）

(2) インテリム・レポート

記載事項：第1回モデルプロジェクト完了までの全調査結果

提出時期：2015年7月

部数：和文3部（簡易製本）、西文3部（簡易製本）

(3) ドラフト・ファイナルレポート（DF/R）

記載事項：全調査結果

提出時期：2015年12月

部数：和文3部（簡易製本）、西文3部（簡易製本）

(4) ファイナル・レポート（F/R）

記載事項：DF/Rに対して必要な修正、追記を行った全調査結果

提出時期：2016年2月

部数：和文3部、西文3部、CD3枚

(5) ファイナル・レポート要約版

記載事項：F/Rを20ページ程度に要約したもの

提出時期：2016年2月

部数：和文3部、西文3部、CD3枚

その他の提出物

作成及び収集した資料、データ（撮影写真を含む）及びそのリスト：なお、各種レポートへの別添とすることにより提出を省略することも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。

報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、西文等の外国語についても十分なチェックを行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

【第3. 業務実施上の条件】

1. 業務の工程

本業務の工程は2015年2月下旬から2016年3月下旬までとしているが、より効率的、効果的な作業工程があればプロポーザルで提案すること。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処：12.81M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- ① 総括／経済・財務分析（3号）
- ② 省エネ技術（3号）
- ③ 公共政策／ガバナンス/法律

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 対象国の便宜供与

必要に応じ、対象国は以下の便宜供与を行う。

- (1) 安全対策措置
- (2) 身分証明書発行
- (3) 執務室提供（ネット環境あり）及び執務環境整備等
- (4) 通関支援（必要に応じ）
- (5) 環境許可取得に係る手続き

4. 配布資料及び関連資料

- ・「エネルギー分野に係る情報収集・確認調査」（2013年10月～2014年3月）最終報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017006.html>
- ・「中米・カリブ地域向け省エネルギー分野促進事業（米州開発銀行との協調融資）にかかる有償勘定技術支援研修」（2013年10月～2014年3月）最終報告書
- ・「上下水道公社事業運営能力強化プロジェクト」（2009年1月～2011年12月）最終報告書、成果品等
- ・IDBによる完了済み省エネ分野技術協力案件（ES-T1119）の関連報告書

5. その他留意事項

- (1) 現地調査期間は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。特にモデル・プロジェクトの実施場所選定に際しては、JICA エルサルバドル事務所に安全管理の観点から十分に相談のこと。
- (2) 先方関係機関、JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。JICA が求める場合には、現地日本大使館に調査に係る説明を行うこと。
- (3) 通訳の備上を認めるため必須ではないものの、効率的な業務実施の観点から西語での業務が可能な団員が業務従事者に含まれることが望ましい。

以上